

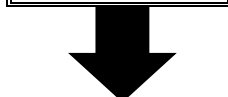
令和6年度「校区まちづくり協議会」運営体制

★ 構成団体

- 構成団体は、個々の団体が主体性をもって活動することを原則とする
 - ・自治会・公民館・高田小・東陽中・体育協会・長寿会連合会・防災士会
 - ・民生児童委員協議会・交通安全協会・消防団・補導員・青少協・サロンの会
 - ・スポーツ少年団・高田小PTA・東陽中PTA・女性ドライバー・七輪のまちづくり
 - ・クリーン友の会・健康推進委員会・花の推進委員会・スポーツ推進委員会
 - ・料理ボランティアの会・そば作りボランティアの会・育成クラブ・社会福祉協議会
 - ・大野川水害対策協議会・南渡り拍子保存会・高田ランドゴルフ同好会・地域住民

- 運営委員会は、全自治会長及び各実行委員会の代表者で構成(毎月開催)し、運営に関する事項・諸課題等を審議する。
- なお、各構成団体が協力した方が効果的な事業については、各実行委員会で対応策を検討する。

総 会



役員会	
・会長	・1名
・副会長	・2名
・会 計	・1名
・実行委員 代表者	・8名



運 営 委 員 会
構 成 団 体

事務局	
・会長 高窪敏行	
・事務局長 鶴田文治	
・会計 藍澤光	
・広報 得丸孝	
・広報 安部慎司	

監 事	
2名	

- 【まちづくり協議会を設立した場合の組織的メリット】**
- ① 校区内の各種団体が連携することにより、住民の意向や各種団体の課題が校区の問題・課題として共有できます。
 - ② 各種団体が協力して取り組むことにより、解決に繋がり校区が活性化します。
 - ③ 交付金が増額され、資金的に活動しやすい環境ができ、多くの事業を実施できます。

- 役員会は自治会長及び各構成団体の代表者で構成し
- ① 総会に関する案件
- ② 緊急を要する案件
- ③ 総会決議を要しない会務の執行に関する事項を審議する

- 実行委員会**
構成団体
- 実行委員会は、担当自治会長、関係構成団体・組織及び関係者で構成し、検討状況は、定期的に運営委員会に報告する。

